

議題（３）

越生町地域公共交通協議会運賃協議部会規程の制定について

1 制定理由

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）が改正され、令和 5 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の協議について、道路運送法第 9 条第 4 項に規定する協議会（運賃協議会）での協議が必要となった。

そのため、越生町地域公共交通協議会要綱（令和 8 年要綱第 4 号）の改正に併せて、「運賃協議部会」の設置に関し必要な事項を定めたいので、「越生町地域公共交通協議会運賃協議部会規程」を制定するもの。

2 概 要

第 1 条 運賃協議部会の設置及び規程の趣旨を規定するもの。

第 2 条 運賃協議部会の組織について規定するもの。

第 3 条 運賃協議部会委員の任期を規定するもの。

第 4 条 運賃協議部会の部会長について規定するもの。

第 5 条 運賃協議部会の会議について規定するもの。

第 6 条 運賃協議部会の事務局について規定するもの。

第 7 条 運賃協議部会委員の費用弁償について規定するもの。

第 8 条 運賃協議部会委員の守秘義務について規定するもの。

第 9 条 運賃協議部会に関し必要な事項について、部会長が定めることを規定するもの。

＜運賃協議会に参加する者は次の者に限定＞（第 2 条関係）

①越生町

②当該運賃を定めようとする運送事業者

③関東運輸局長

④町長が指名する「住民の意見を代表する者」

3 施行期日

公布の日

越生町地域公共交通協議会運賃協議部会規程

（設置）

第1条 越生町地域公共交通協議会要綱（令和8年要綱第4号。以下「要綱」という。）第8条の規定及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、越生町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会として、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）の専門的な協議を行うため、越生町地域公共交通協議会運賃協議部会（以下「運賃協議部会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 運賃協議部会は、4人以内の委員をもって組織するものとする。

- （1） 要綱第3条第1号に規定する町長又はその指名を受けた者
- （2） 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名を受けた者
- （3） 要綱第3条第2号に規定する住民及び地域公共交通の利用者の代表者
- （4） 要綱第3条第5号に規定する国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名を受けた者

（任期）

第3条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- （1） 前条第1号、第3号及び第4号の委員 協議会の委員の在任期間
- （2） 前条第2号の委員 会長が委嘱した日から運賃協議部会における当該一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃に関する協議が終了したときまで

（部会長）

第4条 運賃協議部会に、部会長を置き、第2条第1号に規定する者をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を総理し、運賃協議部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 運賃協議部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 運賃協議部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運賃協議部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、会議を開催したときは、次の協議会において会議の結果等を報告しなければならない。

(事務局)

第6条 運賃協議部会の業務を処理するため、運賃協議部会に事務局を置く。

- 2 事務局は、越生町企画財政課に置く。

- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償)

第7条 委員は、会議に出席したときは、予算の範囲内において費用弁償を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償の額は、日額1,500円とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、運賃協議部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

【参考例規】

越生町地域公共交通協議会要綱（一部抜粋）

（部会）

第8条 協議会は、専門の事項の協議を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

道路運送法（一部抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条 （略）

2・3 （略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。